**注意事項**

**当院職員が「既存試料・情報の提供のみを行う者」として研究に参加する場合は、こちらの書類を作成・提出してください。**

**課題が審査・承認されている倫理審査委員会によって、委員会審査／迅速審査が決まります。**

1. 当院が認めている倫理審査委員会で一括審査・承認されている場合⇒**迅速審査**
2. 当院が認めている倫理審査委員会で個別審査・承認されている場合および

認めていない倫理審査委員会で一括審査・承認されている場合　　⇒**委員会審査**

* 様式１－１、様式１－２、様式２は必要なものを選択し作成ください
* 研究計画書は研究代表者作成のものを提出ください
* 研究代表施設で承認された情報公開文書を利用される場合は、施設情報を当院の情報に修正のうえ提出ください